

令和6年第4回
箕面市農業委員会総会会議録

令和6年4月18日(木)

箕面市農業委員会

1. 開催日時 令和6年4月18日(木)
午後1時30分から午後2時17分まで

2. 出席委員(19名)

1番	稲垣 恵一	3番	川上 加津子	4番	加藤 博一
5番	岡沢 聡	6番	稲野 実	7番	釋 巖
8番	東浦 有治	9番	長澤 均	11番	藤井 照三
12番	森田 直弘	13番	中井 正美	14番	杉本 泰彦
15番	西尾 正美	16番	植山 照男	17番	長澤 陽子
18番	豊田 茂実	19番	中久保 明	20番	西田 清明
21番	中井 博幸				

3. 欠席委員(2名)

2番 神代 繁近 10番 生田 梨恵

4. 会議録署名委員

18番 豊田 茂実 19番 中久保 明

5. 出席事務局職員

事務局長	西田 昭浩	室長	佐治 功	室長補佐	橋本 英樹
参事	山岸 健史	主任	辻岡 昌樹		美谷 一哉

6. 議事日程

第15号議案	令和5年度事業報告及び令和6年度事業計画策定の件
第16号議案	農地法第3条の規定による使用貸借権設定許可の件
第17号議案	農地法第5条の規定による賃借権設定許可の件
第18号議案	生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書発行の件
第19号議案	特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定による承認申請の件
報告第13号	専決処理の報告の件 (農地法第4条第1項第7号の規定による届出受理)
報告第14号	専決処理の報告の件 (農地法第4条第1項第7号の規定による届出受理)
報告第15号	専決処理の報告の件 (農地法第4条第1項第7号の規定による届出受理)
報告第16号	専決処理の報告の件 (農地法第4条第1項第7号の規定による届出受理)
報告第17号	専決処理の報告の件 (農地法第4条第1項第7号の規定による届出受理)
報告第18号	専決処理の報告の件 (農地法第5条第1項第6号の規定による所有権移転届出受理)
報告第19号	専決処理の報告の件 (農地法第5条第1項第6号の規定による所有権移転届出受理)
報告第20号	専決処理の報告の件 (農地法第5条第1項第6号の規定による所有権移転届出受理)
報告第21号	専決処理の報告の件 (農地法第5条第1項第6号の規定による所有権移転届出受理)
報告第22号	専決処理の報告の件(土地現況証明書発行)
報告第23号	農地等状況報告の件

令和6年第4回箕面市農業委員会総会

(開会 午後1時30分)

- 議長 それでは、ただ今から、令和6年第4回箕面市農業委員会総会を開会いたします。
- 座らせていただいて、進行させていただきます。
- この会議は、農業委員会等に関する法律第32条に総会及び部会の会議は、公開する旨、規定されておりますので、傍聴の希望があれば、原則入室の許可をするものといたします。
- 事務局 希望者はございません。
- 議長 次に、事務局より本日の出席状況を報告いたします。
- 事務局 本日は、委員21名中、出席委員は19名です。
- 従いまして、過半数の委員が出席していることから、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、会議は成立しておりますことを報告いたします。
- なお、神代委員及び生田委員から欠席の届出がございましたので併せてご報告いたします。
- 議長 それでは、日程第1、会議録署名委員指名の件を議題といたします。
- 慣例により、私から指名いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
- 全委員 異議なし。
- 議長 それでは、18番 豊田委員さん、19番 中久保委員さんをお願いします。
- 次に、日程第2、第15号議案、令和5年度事業報告及び令和6年度事業計画策定の件を議題といたします。
- 本件につきまして、事務局の説明を求めます。
- 事務局 (令和5年度事業報告及び令和6年度事業計画について説明)
- 議長 本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。
- ないようでございますので、本件につきまして原案どおり承認することに決定いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

全委員 異議なし。

議長 ご異議がないようでございますので、本件につきましては、原案どおり決定いたします。

次に、日程第3、第16号議案、農地法第3条の規定による使用貸借権設定許可の件を議題といたします。

本件につきまして事務局の説明を求めます。

事務局 ただいま議題となりました第16号議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案書1ページ、参考資料1ページからでございます。

申請地は、粟生新家■■■■、地目は、台帳■■、現況■■、面積は■■■平方メートル他■■筆、合計■■筆、面積の合計は■■■平方メートルです。

被設定人は、■■■■氏、農作業歴は■■年、耕作面積は、■■■平方メートル、通作距離は■■■キロメートル、主たる従事者との関係は本人でございます。

設定人は、■■■■氏、区域は市街化区域です。

以上、第16号議案のご説明といたします。

議長 本件につきまして、東浦委員さんより調査内容の報告をお願いいたします。

東浦委員 第16号議案につきまして、調査内容をご報告いたします。

申請地は、■■■■の西隣に位置する■■筆の農地です。

被設定人の■■■■氏が、農業経営規模の拡大のため、このたび、設定人の■■■■氏から、使用貸借権を設定しようとするものです。

■■■■氏はこれまで、■■■■地区で耕作をされており、農機具もお持ちですので、農業経営に問題はないと思います。

本件は、農地法第3条第2項の各号に該当いたしませんので、許可しても問題はないものと思います。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議長 本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。

ないようでございますので、本件につきましては、問題ないものとして、許可することに決定いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

全委員

異議なし。

議長

ご異議がないようでございますので、本件を許可することに決定いたします。

次に、日程第4、第17号議案、農地法第5条の規定による賃借権設定許可の件を議題といたします。

本件につきまして事務局の説明を求めます。

事務局

ただいま議題となりました第17号議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案書1ページ、参考資料3ページからでございます。

申請地は、萱野■■■■■、地目は、台帳■■■、現況■■■、面積は■■■平方メートル他■■■筆、合計■■■筆、面積の合計は■■■■平方メートルです。

被設定人は、■■■■■、■■■■■
■■■■■氏、設定人は、■■■■■氏、転用目的は■■■■■
■■■■■、農地区分は第3種農地です。

なお、この農地区分についてですが、申請地が、水道管などが埋設された幅員4メートル以上の道路の沿道にあり、半径500メートル以内に2つ以上の教育施設、医療施設があることから第3種農地となっています。

以上、第17号議案のご説明といたします。

議長

本件につきまして、杉本委員さんに調査内容の報告をお願いいたします。

杉本委員

第17号議案につきまして、調査内容をご報告いたします。

申請地は、■■■■■の西隣に位置する■■■筆の農地です。

被設定人の■■■■■が、設定人の■■■■■氏から申請地を借受け、■■■■■として整備されようとするものです。

■■■■■においては、現在、所有している■■■■■が手狭となり、市街化区域において土地を探したものの、最適な場所がなかったため、申請地を選定されました。

周辺の状況は、東側は■■■■■、西側は■■■■■、南側は■■■■■、北側は■■■■■となっており、雨水は側溝に放流のため転用による周囲の農業経営への影響は全く問題ないものと思われま。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議長

本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。

ないようでございますので、本件につきましては、問題ないものとして、許

可することに決定いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

各委員

異議なし。

議長

ご異議がないようでございますので、本件を許可することに決定いたします。

なお、本件については、大阪府農業会議に諮問し、意見をいただいた後に、許可書を交付いたします。

次に、日程第5、第18号議案、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書発行の件を議題といたします。

本件につきまして事務局の説明を求めます。

事務局

ただいま議題となりました第18号議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案書2ページ、参考資料5ページからでございます。

買取り申出する土地は、小野原東■■■■■、地目は、台帳■■■、現況■■■、面積は■■■■平方メートルです。

主たる従事者は、■■■■■氏、申出人は主たる従事者本人です。

申出事由は■■■、申出事由が生じた日は■■■■■でございます。

以上、第18号議案のご説明といたします。

議長

本件につきまして、稲野委員さんに調査内容の報告をお願いいたします。

稲野委員

第18号議案につきまして、調査内容をご報告いたします。

申請地は、小野原東■■■■■から東約■■■■メートルに位置する農地です。

申出人の■■■■■氏は、■■■■■に、農作業に従事出来ない旨の診断を受け、この度、買取り申し出のために、農業の主たる従事者の証明を申請されました。

生産緑地台帳において、■■■■■氏本人が、農業の主たる従事者であることが確認され、あわせて現場確認で現在も農地であることを確認しました。

証明書の発行には問題はないものと思います。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議長

本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。

ないようでございますので、本件につきましては、問題ないものとして、承

認することに決定いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

全委員 異議なし。

議長 ご異議がないようでございますので、本件を承認することに決定いたします。

次に、日程第6、第19号議案、特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定による承認申請の件を議題といたします。

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局 ただいま議題となりました第19号議案につきましてご説明申し上げます。議案書2ページ、参考資料7ページからでございます。

申請地は、稲[]、地目は、台帳[] 現況[] 面積は[]平方メートル他[]筆、合計[]筆、面積の合計は[]平方メートルです。

区域は市街化区域です。

開設者は、[]氏で、農園名は[]、契約期間は1年間、区画数・区画面積は40区画、1区画15平方メートル、利用料金は年間[]円となっています。

以上、第19号議案のご説明といたします。

議長 本件につきまして、杉本委員さんに調査内容の報告をお願いいたします。

杉本委員 第19号議案につきまして、調査内容をご報告いたします。

申請地は、[]の東約[]メートルに位置する[]筆の農地です。

本件は、特定農地貸付法にもとづき、[]氏が市民農園の[]を開設しようとするものです。

[]は、平成19年1月に市民農園として承認され、昨年11月に農地法第3条により取得された[]平方メートルの農地を市民農園として追加申請されたものです。

市民農園の開設形態としては、所有者自身による開設で、ひとつ15平方メートルの区画を40区画貸し付けるもので、貸付け期間は1年間です。

本件については、開設者の[]氏と箕面市の間において、市民農園の適切な管理と運営に関する貸付協定が締結されており、今までも開設者のもので、市民農園が適切に運営されていたので問題ないと思います。

以上により、本件につきましては、特定農地貸付法第3条第3項の各要件を満たしておりますので、承認できるものと思います。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議 長 本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。

長澤均委員 特定農地貸付法にもとづいた手続きとのことですが、特定農地貸付法について簡単に教えてください。

事務局 特定農地貸付法は、市民農園開設時に必要な手続きを定めた法律で、まずは開設者と箕面市で市民農園の運営等について協定を結び、その後、農業委員会として開設に問題ないかの承認行為を行うものです。

長澤均委員 了解しました。

議 長 他にご意見等はありませんか。
ないようでございますので、本件につきましては、原案どおり、承認することに決定いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

全委員 (異議なし)

議 長 ご異議がないようでございますので、本件を承認することに決定いたします。

次に報告案件に移ります。

報告第13号から報告第22号の10件の質疑につきましては、後ほど一括して行います。

日程第7、報告第13号から日程第11、報告第17号は、いずれも専決処理の報告の件、農地法第4条第1項第7号の規定による届出受理となります。

それでは日程第7、報告第13号を議題といたします。

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局 ただいま議題となりました報告第13号につきまして、ご説明申し上げます。

議案書2ページ、参考資料は9ページからでございます。

届出地は、稲■■■■■、地目は、台帳■■■、現況■■■、面積は■■■平方メートル他■■■筆、合計■■■筆で、面積の合計は■■■平方メートルです。

届出人は、■■■■■■■■■■氏、転用目的は、■■■となっております。

本件につきましては、市街化区域内にあり、箕面市農業委員会農地転用届出事務の処理に関する規程第3条の規定により、令和6年3月18日に専決し、

処理するものでございます。

以上、報告第13号のご説明といたします。

議長 本件につきまして、杉本委員さんに調査内容の報告をお願いします。

杉本委員 報告第13号につきまして、調査内容をご報告いたします。

届出地は、[]の南西約[]メートルに位置する[]筆の農地です。

届出人は、[]氏で、届出地においては、[]年から[]として使用されており、当時、農地法に対する認識がなかったことから、転用の届出をされておらず、この度、始末書を添付のうえ、4条の転用届出をされたものです。

周辺につきましては、東側、西側及び南側は[]、北側は[]となっており問題はないものと思います。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議長 次に、日程第8、報告第14号を議題といたします。

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局 ただいま議題となりました報告第14号につきまして、ご説明申し上げます。

議案書3ページ、参考資料は11ページからでございます。

届出地は、西宿[]、地目は、台帳[]、現況[]、面積は[]平方メートルです。

届出人は、[]氏、転用目的は、[]となっています。

本件につきましては、市街化区域内にあり、箕面市農業委員会農地転用届出事務の処理に関する規程第3条の規定により、令和6年3月18日に専決し、処理するものでございます。

以上、報告第14号のご説明といたします。

議長 本件につきまして、釋委員さんに調査内容の報告をお願いします。

釋委員 報告第14号につきまして、調査内容をご報告いたします。

届出地は、[]の南東約[]メートルに位置する農地です。

届出人の[]氏が、このたび、[]を建築するため、4条の転用届出をされたものです。

周辺につきましては、東側及び南側は[]、北側は[]、西側は[]

■となっており、汚水は公共下水へ接続、雨水は道路側溝へ放流されることから、周囲の農業経営に影響はないものと思います。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議長 次に、日程第9、報告第15号から日程第11、報告第17号は、農地が隣接しており関連しますので、一括して議題といたします。

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局 ただいま議題となりました報告第15号から報告第17号の3件につきまして、ご説明申し上げます。

議案書3ページから4ページ、参考資料は13ページからでございます。

報告第15号の届出地は、桜■、地目は、台帳、現況ともに■、面積は■平方メートルです。

届出人は、■氏です。

報告第16号の届出地は、桜■、地目は、台帳、現況ともに■、面積は■平方メートルです。

届出人は、■氏です。

報告第17号の届出地は、桜■、地目は、台帳、現況ともに■、面積は■平方メートルです。

届出人は、■氏です。

3件とも転用目的は、■となっています。

本件につきましては、市街化区域内にあり、箕面市農業委員会農地転用届出事務の処理に関する規程第3条の規定により、令和6年3月18日に専決し、処理するものでございます。

以上、報告第15号から報告第17号のご説明といたします。

議長 本件につきまして、中井正美委員さんに調査内容の報告をお願いします。

中井正美委員 報告第15号から第17号につきまして、調査内容をご報告いたします。

届出地は、■から南東約■メートルに位置する■筆の農地です。

届出人は、報告第15号が、■氏、報告第16号が、■氏、報告第17号が、■氏で、このたび、それぞれ■を整備するため、4条の転用届出をされたものです。

周辺につきましては、それぞれ■に面しており、雨水は浸透枡を設置するため、周囲の農業経営に影響はないものと思います。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議長 次に、日程第12、報告第18号から日程第15、報告第21号は、いずれも専決処理の報告の件、農地法第5条第1項第6号の規定による所有権移転届出受理となります。

それでは日程第12、報告第18号を議題といたします。
本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局 ただいま議題となりました報告第18号につきまして、ご説明申し上げます。

議案書4ページ、参考資料は15ページからでございます。

届出地は、彩都栗生南[]、地目は、台帳[] 現況[] 面積は [] 平方メートルです。

譲受人は、[]
[] 氏です。

譲渡人は、[] 氏で、転用目的は [] となっています。

本件につきましては、市街化区域内にあり、箕面市農業委員会農地転用届出事務の処理に関する規程第3条の規定により、令和6年3月7日に専決し、処理するものでございます。

以上、報告第18号のご説明といたします。

議長 本件につきまして、西田委員さんに調査内容の報告をお願いします。

西田委員 報告第18号につきまして、調査内容をご報告いたします。

届出地は、[] の北約 [] メートルに位置する農地です。

譲渡人は、[] 氏で、譲受人の [] が、[] を建築するため所有権を移転するものです。

周辺につきましては、東側は []、西側は []、南側は []、北側は [] となっており、汚水は公共下水道に接続、雨水は道路側溝へ放流することから、周囲の農業経営に影響はないものと思います。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議長 次に、日程第13、報告第19号を議題といたします。

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局 ただいま議題となりました報告第19号につきまして、ご説明申し上げます。

議案書4ページ、参考資料は17ページからでございます。

届出地は、新稲■■■■、地目は、台帳、現況ともに■■、面積は■■
■■平方メートル、他■■筆、合計■■筆で、面積の合計は■■■■平方メートルで
す。

譲受人は、■■■■
■■■■氏です。

譲渡人は、■■■■氏、他■■名、転用目的は■■
分譲となっています。

本件につきましては、市街化区域内にあり、箕面市農業委員会農地転用届出
事務の処理に関する規程第3条の規定により、令和6年3月14日に専決し、
処理するものでございます。

以上、報告第19号のご説明といたします。

議 長 本件につきまして、中井正美委員さんに調査内容の報告をお願いします。

中井正美委員 報告第19号につきまして、調査内容をご報告いたします。

届出地は、■■■■の東側に位置する■■筆の農地です。

譲渡人は■■■■氏と■■■■氏で、譲受人の■■■■
が、■■■■を行うため所有権を移転するものです。

周辺につきましては、東側及び北側は■■、西側は■■、南側は■■となっ
ており、汚水は公共下水に接続、雨水は道路側溝へ放流することから、周囲の
農業経営に影響はないものと思います。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議 長 次に、日程第14、報告第20号を議題といたします。

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事 務 局 ただいま議題となりました報告第20号につきまして、ご説明申し上げま
す。

議案書5ページ、参考資料は19ページからでございます。

届出地は、稲■■■■、地目は、台帳■■、現況■■、面積は■■
■■平方メートルです。

譲受人は、■■■■です。

譲渡人は、■■■■氏で、転用目的は■■■■とな
っています。

本件につきましては、市街化区域内にあり、箕面市農業委員会農地転用届出
事務の処理に関する規程第3条の規定により、令和6年3月18日に専決し、
処理するものでございます。

以上、報告第20号のご説明といたします。

議長 本件につきまして、杉本委員さんに調査内容の報告をお願いします。

杉本委員 報告第20号につきまして、調査内容をご報告いたします。
届出地は、■■■■の南東約■■■■メートルに位置する土地です。
譲渡人は、■■■■氏で、譲受人の■■■■が、■■■■を整備
するため所有権を移転するものです。
届出地においては、以前から■■■■として使用されており、この度、
始末書を添付のうえ、5条の転用届出をされたものです。
周辺につきましては、農地はなく問題はないものと思います。
以上で、調査内容の報告を終わります。

議長 次に、日程第15、報告第21号を議題といたします。
本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局 ただいま議題となりました報告第21号につきまして、ご説明申し上げます。
議案書5ページ、参考資料は9ページからでございます。
届出地は、稲■■■■、地目は、台帳、現況ともに■■■■面積は■■■■
■■■■平方メートル他■■■■筆、合計■■■■筆で、面積の合計は■■■■平方メートル
です。
譲受人は、■■■■
■■■■氏です。
譲渡人は、■■■■氏、転用目的は■■■■となっております。
本件につきましては、市街化区域内にあり、箕面市農業委員会農地転用届出
事務の処理に関する規程第3条の規定により、令和6年3月18日に専決し、
処理するものでございます。
以上、報告第21号のご説明といたします。

議長 本件につきまして、杉本委員さんに調査内容の報告をお願いします。

杉本委員 報告第21号につきまして、調査内容をご報告いたします。
届出地は、■■■■の南西約■■■■メートルに位置する■■■■筆の農地
です。
譲渡人は、■■■■氏で、譲受人の■■■■が、■■■■を

行うため所有権を移転するものです。

周辺につきましては、東側は■■■■、西側は■■■■、南側は■■■■、北側は■■■■となっており、汚水は公共下水に接続、雨水は道路側溝へ放流することから、周囲の農業経営に影響はないものと思います。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議長 次に、日程第16、報告第22号、専決処理の報告の件、土地現況証明書発行を議題といたします。

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局 ただいま議題となりました報告第22号につきまして、ご説明申し上げます。

議案書5ページ、参考資料は21ページからでございます。

申請地は、栗生間谷西■■■■、地目は台帳■■■■、現況■■■■、面積は■■■■平方メートルです。

願出人は、■■■■氏、他■■■■名で持ち分、■■■■ずつです。

利用状況は、農地法施行前より宅地として利用されていまして、箕面市農業委員会規程第7条の規定により、令和6年3月7日に専決し、処理するものでございます。

以上、報告第22号のご説明といたします。

議長 本件につきまして、長澤均委員さんに調査内容の報告をお願いします。

長澤均委員 報告第22号につきまして、調査内容をご報告いたします。

申請地は、■■■■の北西約■■■■メートルに位置する土地です。

法務局の閉鎖登記簿や昭和23年の航空写真により、昭和27年の農地法の施行される以前から農地でないことが確認できております。

現在も、■■■■として利用されており、農地でないことは明らかであることから、当該証明書の発行には問題ないものと思います。

以上で調査内容の報告を終わります。

議長 それでは、ただいま報告のありました10件につきまして、質疑等ございましたら、発言をお願いします。

ないようでございますので、次に、日程第17、報告第23号、農地等状況報告の件を議題といたします。

本件につきましては、各委員さんからの報告を別紙資料のとおり、事務局で

まとめておりますので、補足の説明や特に報告のある委員さんがおられましたら、発言をお願いします。

長澤均委員

豊川地区の奥・中村の2件の状況ですが、昨年の夏以降、除草がされておらず、それ以後、継続して報告をしてきましたが、ようやく先日、事務局から耕作者であった[REDACTED]と連絡がとれ、除草を依頼したところ、農協に管理をお願いするとの事でしたので、しばらく様子を見たいと思います。
以上です。

議長

ご苦労様でした。他にありませんか。
ないようでございますので、以上で本日の会議日程は、全部終了いたしました。
何か連絡事項はございますか。

事務局

〈野焼きのチラシ配布について説明〉
〈農業委員会総会の日程変更について報告〉
〈次回日程について説明〉

議長

これをもって令和6年第4回箕面市農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会 午後2時17分)

上記は、令和6年第4回箕面市農業委員会総会の議事経過であり、箕面市農業委員会会議規則第20条第2項の規定により、ここに署名する。

議長 稻垣 忠一

署名委員 豊田 茂実

署名委員 中久保 明

